

広島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十一年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島白木線	東広島市志和町志和堀字安田三三六番一地从先から東広島市志和町志和堀字安田三三七番四地先まで	平成二十二年三月十九日